

一般社団法人 京都府言語聴覚士会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人京都府言語聴覚士会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、言語聴覚士の資質の向上、知識・技術の研鑽及び職業倫理の遵守に努めるとともに、社会的責務を果たし、地域社会における保健・医療・福祉・教育の充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 言語聴覚士の専門的職務の普及・発展に関すること。
- (2) 学術集会、講演会、研修会及び講習会などの開催に関すること。
- (3) 刊行物の発行に関すること。
- (4) 言語聴覚士の社会的地位の確立に関すること。
- (5) 関連団体との連携・交流に関すること。
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 当法人の会員は次の3種とし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下、「一般社団・財団法人法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 京都府内在勤者又は在住者で当法人の目的に賛同する「言語聴覚士法」(平成9年法律第132号)に規定する言語聴覚士。
- (2) 準会員
 1. 京都府内在勤者又は在住者で当法人の目的に賛同する言語聴覚士の免許を有しない者。
 2. 京都府内在勤在住以外の者で、当法人の目的に賛同する言語聴覚士。
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人の活動を支援する個人又は団体。

(入会)

第6条 当法人の会員として入会を希望する者は、理事会が別に定める入会申込書に別に

定める会費をそえて申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、本人に通知するものとする。

(会費)

第7条 会員は毎年度、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。年度途中の入会においても納入することを原則とする。

(会員資格の喪失)

第8条 当法人の会員が、次の各号のいずれかに該当した場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (4) 正当な理由なくして会費を3年以上滞納したとき
- (5) 正会員及び第5条(2)の2に規定する準会員が、言語聴覚士の免許を取り消されたとき
- (6) 除名されたとき

(退会)

第9条 正会員、準会員又は賛助会員で退会を希望する者は、退会届を会長に提出し理事会の承認を得るものとする。ただし、退会する年度までの未納会費を清算しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって、除名することができる。この場合、その会員に対し総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をし、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 定款又は規定に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、除名すべき正当な理由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対して通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(届出)

第12条 会員は、その氏名又はその住所に変更があったときは、速やかに当法人にその旨を届けなければならない。

(会員名簿)

第13条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(社員)

第14条 当法人の社員は、正会員をもって「一般社団・財団法人法」上の社員とする。

第4章 社員総会

(種別)

第15条 当法人の総会は「一般社団・財団法人法」に定める社員総会とし、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第16条 社員総会は正会員をもって構成される。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第17条 社員総会は、次に定める事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認
- (4) 事業年度の事業報告及び決算報告の承認
- (5) 会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) 前各号に定める事項のほか、「一般社団・財団法人法」に定める事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第18条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及びその招集理由を示して社員総会の招集の請求があったとき

(招集)

第19条 定時社員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号により請求があった場合には、その日から4週間以内に臨時

社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の2週間前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、その社員総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第21条 社員総会は、毎事業年度終了時の総正会員の3分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(決議)

第22条 社員総会の決議は、社員総会に出席した正会員の過半数の同意を持って行う。可否同数のときは議長がこれを決する。

(書面による決議)

第23条 やむを得ない理由により社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について記載し、議決権行使書面を当法人に提出することで、議決権の行使をすることができる。

2 前項の規定により、書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第24条 やむを得ない理由により社員総会に出席できない正会員は、当法人の正会員を代理人として議決権の行使をすることができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長およびその社員総会において選任された議事録署名人1名以上が署名捺印しなければならない。

第5章 役員

(役員の種類)

第26条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、その他の理事を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第 27 条 理事は、正会員のなかから理事会において定める選挙規則に基づき、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事会において、会長を選任する。
- 3 前項で選任された会長をもって「一般社団・財団法人法」上の代表理事とする。
- 4 理事会において、理事のなかから副会長、事務局長及び業務執行理事を選任する。ただし、副会長は 2 名以内、事務局長は 1 名とする。
- 5 監事は、正会員のなかから理事会において定める選挙規則に基づき、社員総会の決議によって選任する。

(理事の職務及び権限)

第 28 条 理事は、理事会を構成し、「一般社団・財団法人法」及び定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表し、その業務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、当法人の業務を執行する。会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。ただし、任期が 1 年以上あるときは、速やかに理事会において新たな会長を選任する。
- 4 理事は、当法人の業務を分担し執行する。

(監事の職務及び権限)

第 29 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、「一般社団・財団法人法」の定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事に対して業務の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、会計及び業務の遂行について不正の事実を発見したときは、これを社員総会に報告する。
- 4 必要がある場合は、その事由を明示して社員総会若しくは理事会の招集を請求する。

(役員任期)

第 30 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事及び監事に欠員が出たときは、新たに理事及び監事を選任することができる。ただし、任期は、前任者の残任期間と同一とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後において、新たに選任された者が就任するまでは、原則としてその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 31 条 役員は、職務上の義務違反、その他役員にふさわしくない行為及び疾病などにより職務遂行に耐えられないと認められたときは、社員総会の決議によって解任することができる。

(委員会及び作業部会)

第 32 条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会及び作業部会を設置することができる。

2 委員会及び作業部会の委員は、理事会が選任する。

(顧問)

第 33 条 当法人に若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、当法人の重要な会務について会長の諮問に応じ、必要な助言をする。

3 顧問は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。

(役員の報酬)

第 34 条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 35 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付議すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前号各号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 会長、副会長の選任及び解任

(種類及び開催)

第 37 条 理事会は通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 6 回以上開催する。

3 臨時理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき
- (4) 第 29 条第 4 項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第 38 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集するとき、及び前条第 3 項第 4 号により監事が招集するときを除く。

2 理事会を招集する場合には、各理事及び各監事に対し、開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。

3 前項の規定に関わらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 39 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の決議を経て定めた順序により、他の理事が当たる。

(定足数)

第 40 条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 41 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係の有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 42 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決した旨の理事会決議があったものとみなす。

(議事録)

第 43 条 理事会の議事録については、「一般社団・財団法人法」に定めるところにより議事録を作成し、出席した会長（会長に事故若しくは支障があるときは議長を務めた理事）及び監事がこれに署名若しくは記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第 44 条 理事会に関する事項は「一般社団・財団法人法」又は定款に定めるもののほかに、理事会において定める理事会規則による。

第 7 章 財産及び会計

(会計原則)

第 45 条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(財産の構成)

第 46 条 当法人の財産は、次の事項の収入をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) その他の収入

(財産管理)

第 47 条 当法人の財産は会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、別に定める。

(経費の支弁)

第 48 条 当法人の経費は財産をもって支弁する。支弁の決定には理事会がこれにあたる。

(事業年度)

第 49 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 50 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経た上で、定時社員総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様である。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算成立の前日まで前年度の予算に準じた収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 51 条 当法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、定時社員総会で承認を得るものとする。

2 当法人は、前項の定時総会の終結後直ちに、「一般社団・財団法人法」の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(会計区分)

第 52 条 当法人は、事業遂行上必要があるときは、理事会の決議を経て、特別会計を設けることができる。

(余剰金の非分配)

第 53 条 当法人は、余剰金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第54条 この定款は、社員総会において、総正会員数の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議をもって変更することができる。

(解散)

第55条 当法人は、次の事由が生じたとき解散できる。

- (1) 社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議
- (2) 社員が欠けたとき

(残余財産の帰属)

第56条 当法人が解散により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により次のいずれかに贈与するものとする。

- (1) 国若しくは地方公共団体
- (2) 公益社団法人又は公益財団法人

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第57条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務書類などを積極的に公開する。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第58条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 公告の方法

(公告)

第59条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告により公告できない場合は、官報に掲載することにより行う。

第11章 雑則

(委任)

第60条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(定款に定めのない事項)

第 61 条 この定款に定めのない事項は、すべて「一般社団・財団法人法」その他の法令の定めるところによる。

附則

1. 法人の設立初年度の事業年度は、当法人設立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。
2. 法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 50 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところとする。

(設立時役員)

3. 当法人の設立時の理事及び監事は次のとおりとする。

設立時理事	瀧澤	透
設立時理事	木村	秀生
設立時理事	関	道子
設立時理事	木村	奈緒
設立時理事	徳島	大樹
設立時理事	草野	由紀
設立時理事	宗	真也
設立時理事	小國	由紀
設立時理事	下谷	美緒
設立時理事	新村	摩美子
設立時理事	大橋	良浩
設立時理事	佐藤	玲
設立時理事	志藤	良子
設立時理事	浦野	尚人
設立時理事	川尻	英貴
設立時理事	久保	陽介
設立時理事	外山	稔
設立時監事	三田村	啓子
設立時監事	土橋	祐子

4. 法人の設立時の代表理事（会長）は瀧澤透とする。

(継承)

5. 従来京都府言語聴覚士会に属した権利義務一切は、この法人が継承する。
以上、一般社団法人京都府言語聴覚士会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が記名押印する。

平成27年11月21日

(設立時社員)

住所 京都市●●●●

氏名 瀧澤 透

住所 京都市●●●●

氏名 木村 秀生

住所 京都市●●●●

氏名 関 道子

住所 京都市●●●●

氏名 木村 奈緒